

発議第4号

令和2年6月8日

養父市議会議長 深澤 巧様

提出者 養父市議会議員

深澤
巧

賛成者 養父市議会議員

川村和也

養父市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

養父市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成16年養父市条例第46号）の一部を改正したいので、別紙のとおり提出します。

（提出理由）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止策並びに市民生活及び市内事業者への支援策が必要となる中、緊急事態宣言下における自粛要請により経済活動が低下し市税の減少等が見込まれることから、令和2年6月に支給される養父市議会議員の期末手当の2割を削減するため、所要の改正を行うもの。

養父市条例第 1 号

養父市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を 改正する条例の制定について

養父市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成16年養父市条例第46号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（令和 2 年 6 月に支給する議員の期末手当に関する特例措置）

- 3 令和 2 年 6 月に支給することとなる期末手当の額については、条例第 4 条第 2 項中「6 月に支給する場合にあっては100分の190」とあるのは「6 月に支給する場合にあっては100分の152」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 2 年 6 月 1 日から適用する。

発議第号 養父市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p><u>(令和2年6月に支給する議員の期末手当に関する特例措置)</u></p> <p>3 <u>令和2年6月に支給することとなる期末手当の額については、条例第4条第2項中「6月に支給する場合にあっては100分の190」とあるのは「6月に支給する場合にあっては100分の152」とする。</u></p>